

第5章 伊東市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

第1節 計画策定の背景

(1)気候変動の影響

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇などが観測されています。

2021(令和3)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」を公表しました。この報告書では、人間の影響が大气・海洋・陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气・海洋・生物圏の広範囲かつ急速な変化が現れていることなどが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨など異常気象のリスクはさらに高まることが予測されています。



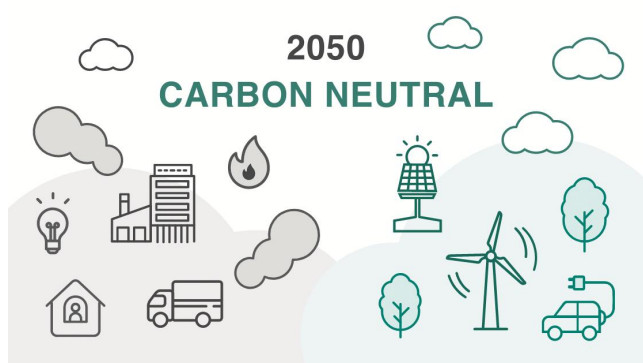
(2)国際的な動向

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリで開催されたCOP21にて「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げました。

また、2018(平成30)年に公表されたIPCCの「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。これを受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3)国内の動向

2020(令和2)年10月、日本は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ(2050年カーボンニュートラル)とする「脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が2022(令和4)年4月から施行され、2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法律に位置づけられました。さらに、同法では市町村においても「地方公共団体実行計画(区域施策編)」を策定するよう努めるものとされています。



2050年カーボンニュートラル

【資料：脱炭素ポータル(環境省)】

2021(令和3)年10月には、「地球温暖化対策計画」が5年ぶりに改定されました。この計画の中では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、2030(令和12)年度までに温室効果ガスを2013(平成25)年度比46%削減する(さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていく)という新たな削減目標も示され、2030(令和12)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

(4) 将来予測

IPCC の「第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書」では、将来の地球温暖化の見通しとして 5 つのシナリオに沿って評価されました。

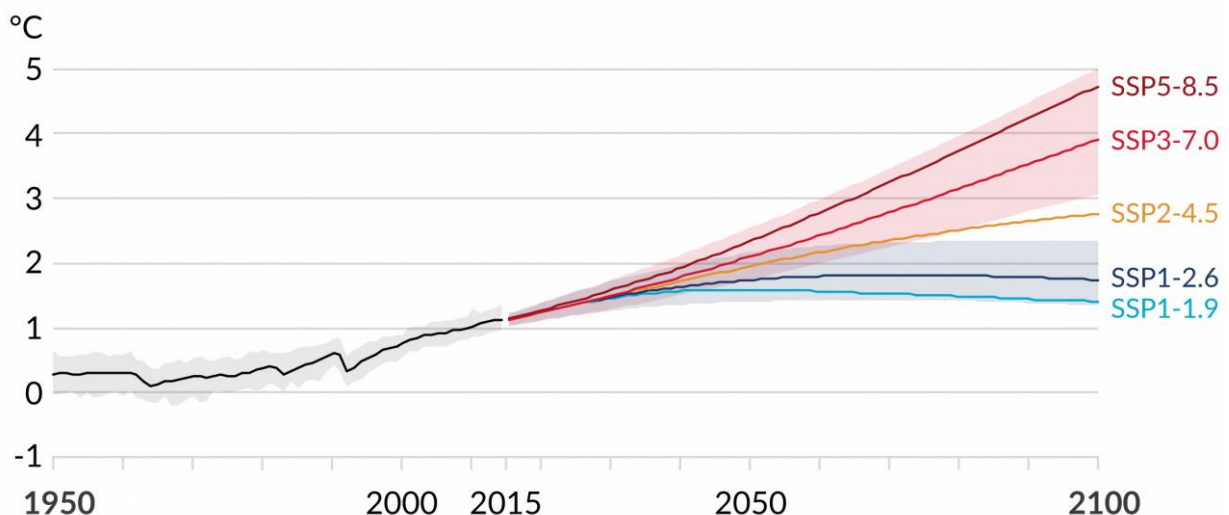
気温上昇を 1.5℃以下に抑えるシナリオ (SSP1-1.9) は、IPCC の「1.5℃温暖化特別報告書」とほぼ同じシナリオであり、21 世紀半ばに二酸化炭素排出を実質ゼロにする必要があります。また、現状の対策レベルに近い、中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ (SSP2-4.5) では、21 世紀半ばに 2℃を超えてしまいます。さらに、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しないシナリオ (SSP5-8.5) では、今世紀末までに約 5℃も気温が上昇すると予測されています。



第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書における 5 つのシナリオ

シナリオ	シナリオの概要
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で、気温上昇を1.5℃以下に抑えるシナリオ → 21世紀末までの気温上昇（工業化前基準）を1.5℃以下に抑える政策を導入。 → 21世紀半ばに二酸化炭素排出実質ゼロの見込み。
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で、気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ → 21世紀末までの気温上昇（工業化前基準）を2℃未満に抑える政策を導入。 → 21世紀後半に二酸化炭素排出正味ゼロの見込み。
SSP2-4.5	中道的な発展の下で、気候政策を導入するシナリオ → 2030年までの各国の自国決定貢献（NDC）を集計した排出量の上限に位置する。 → 21世紀末までの気温上昇（工業化前基準）は約2.7℃。
SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオ
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しないシナリオ

【資料：IPCC 第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書（IPCC、2021 年をもとに作成）】



注) グラフ中の陰影は不確実性の範囲を示す。

1850～1900 年を基準とした世界平均気温の変化予測

【資料：IPCC 第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書（IPCC、2021 年）】

第2節 計画の概要

(1)計画の目的・位置づけ

「伊東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本実行計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を掲げた地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけます。

本市から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市・市民・事業者・滞在者などの各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

(2)計画の期間と基準・現状・目標年度

本実行計画は、2023（令和5）年度を初年度とし、2032（令和14）年度までの10年間とします。

なお、社会情勢や環境分野の変化に対応するため、5年後の2027（令和9）年度に見直しを行います。

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度は2013（平成25）年度、中期目標は2030（令和12）年度、長期目標は2050（令和32）年度とします。また、現状年度は2019（令和元）年度とします。

計画期間・基準・現状・目標年度

2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
計画 期間 開始				中間 見直し					計画 期間 終了



(3)計画で対象とする温室効果ガス

本実行計画で対象とする温室効果ガスは、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO₂）とします。

対象とする排出部門は、エネルギー起源 CO₂（産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門）、エネルギー起源 CO₂ 以外（廃棄物部門）とします。

なお、二酸化炭素排出量のデータは、環境省で毎年公表される「部門別 CO₂ 排出量データ」を活用します。



対象とする排出部門

部門		内容
エネルギー起源 CO ₂	産業	第一次産業、第二次産業から発生する温室効果ガス排出量
	業務その他	第三次産業から発生する温室効果ガス排出量
	家庭	家庭から発生する温室効果ガス排出量
	運輸	輸送・運搬から発生する温室効果ガス排出量
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物部門	廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス排出量

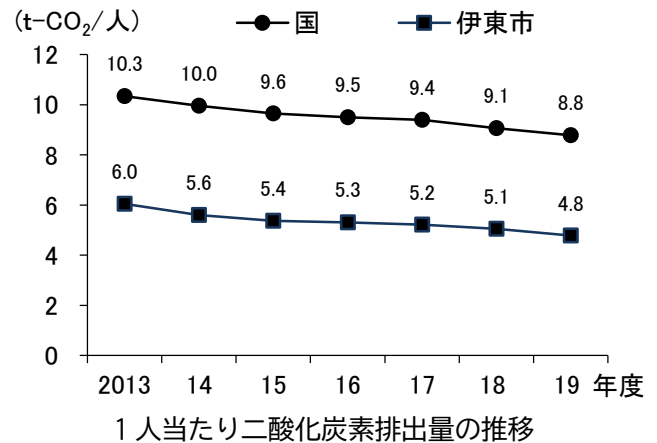
第3節 温室効果ガス排出量・再生可能エネルギーの現状

(1)本市の温室効果ガス排出量

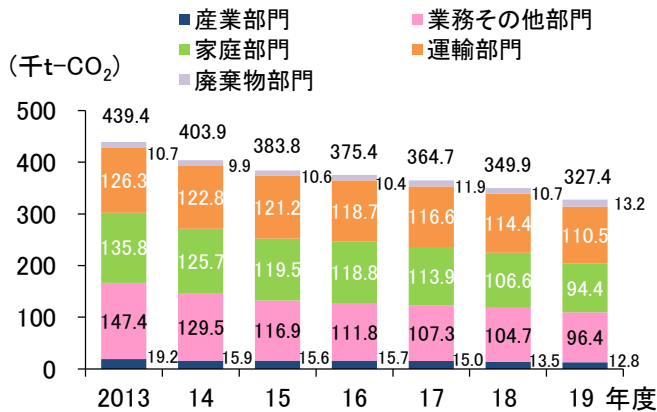
本市の2019(令和元)年度における二酸化炭素排出量は327.4千t-CO₂です。運輸部門(110.5千t-CO₂、33.8%)が最も多く、次いで業務その他部門(96.4千t-CO₂、29.5%)、家庭部門(94.4千t-CO₂、28.8%)、廃棄物部門(13.2千t-CO₂、4.0%)、産業部門(12.8千t-CO₂、3.9%)の順となっています。

二酸化炭素排出量は年々減少傾向にあり、2019(令和元)年度は2013(平成25)年度比で25.5%減少しています。業務その他部門(-34.6%)、産業部門(-33.2%)、家庭部門(-30.5%)、運輸部門(-12.5%)が減少し、廃棄物部門(+23.7%)が増加しています。

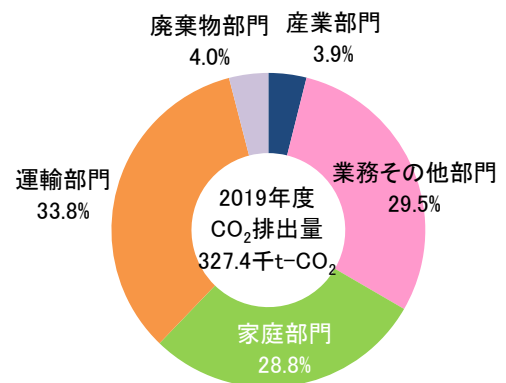
本市の2019(令和元)年度における1人当たり二酸化炭素排出量は4.8t-CO₂/人で、国8.8t-CO₂/人よりも少なくなっています。



【資料：日本国温室効果ガスインベントリ、環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】



本市の二酸化炭素排出量の推移
【資料：環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】



本市の二酸化炭素排出量の割合(2019年度)
【資料：環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】

本市の二酸化炭素排出量の推移(単位は千t-CO₂)

部門／年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)		
								排出量	構成比	2013 (H25)比
産業部門	製造業	6.6	6.1	5.8	5.8	5.5	4.8	4.5	1.4%	-31.4%
	建設業・鉱業	5.0	4.9	4.5	4.4	4.4	4.2	3.8	1.2%	-24.7%
	農林水産業	7.5	4.9	5.3	5.5	5.0	4.4	4.5	1.4%	-40.5%
	小計	19.2	15.9	15.6	15.7	15.0	13.5	12.8	3.9%	-33.2%
業務その他部門		147.4	129.5	116.9	111.8	107.3	104.7	96.4	29.5%	-34.6%
家庭部門		135.8	125.7	119.5	118.8	113.9	106.6	94.4	28.8%	-30.5%
運輸部門	自動車	117.9	114.3	113.0	110.6	108.8	106.9	104.1	31.8%	-11.7%
	鉄道	5.6	5.4	5.2	5.0	4.8	4.4	4.3	1.3%	-24.4%
	船舶	2.8	3.2	3.0	3.1	3.0	3.1	2.2	0.7%	-22.5%
	小計	126.3	122.8	121.2	118.7	116.6	114.4	110.5	33.8%	-12.5%
廃棄物部門		10.7	9.9	10.6	10.4	11.9	10.7	13.2	4.0%	+23.7%
合計		439.4	403.9	383.8	375.4	364.7	349.9	327.4	100.0%	-25.5%
2013 (H25) 比			-8.1%	-12.7%	-14.6%	-17.0%	-20.4%	-25.5%		

注) 四捨五入の関係で合計が100にならない場合がある。

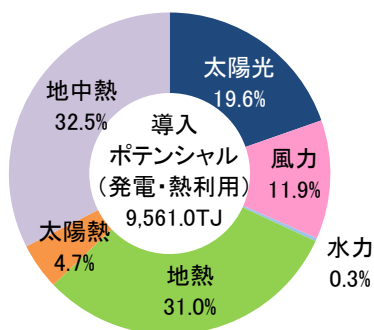
【資料：環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】

(2)再生可能エネルギー

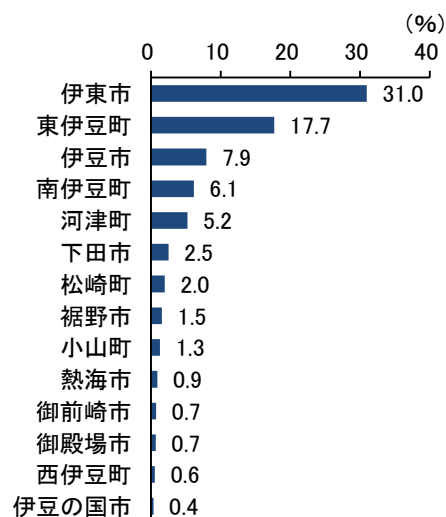
■再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

本市の再生可能エネルギー（発電及び熱利用）の導入ポテンシャルは9,561.0TJ（テラジュール）/年で、地中熱（32.5%）が最も多く、次いで地熱（31.0%）、太陽光（19.6%）、風力（11.9%）、太陽熱（4.7%）、水力（0.3%）となっています。特に導入ポテンシャルに占める地熱の割合は、県内では1位となっています。

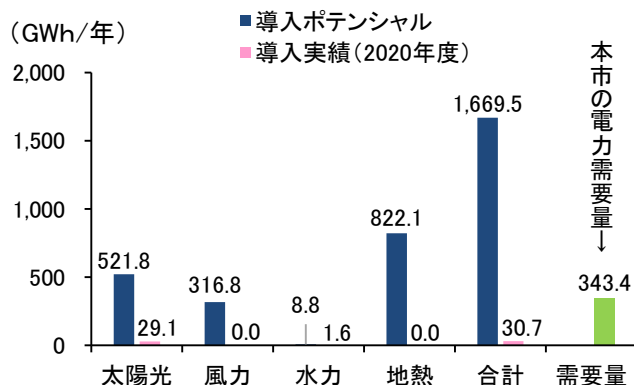
再生可能エネルギー（発電）の導入ポテンシャルの合計は1,669.5GWh/年、2020（令和2）年度の導入実績は30.7GWh/年であり、導入ポテンシャルの利用率は1.8%です。なお、2020（令和2）年度の本市全域における電力消費量は約343.4GWhであることから、再生可能エネルギー（発電）の導入ポテンシャルは電力消費量の約4.9倍となります。



導入ポテンシャル（発電・熱利用）
【資料：環境省・自治体再エネ情報カルテより作成】



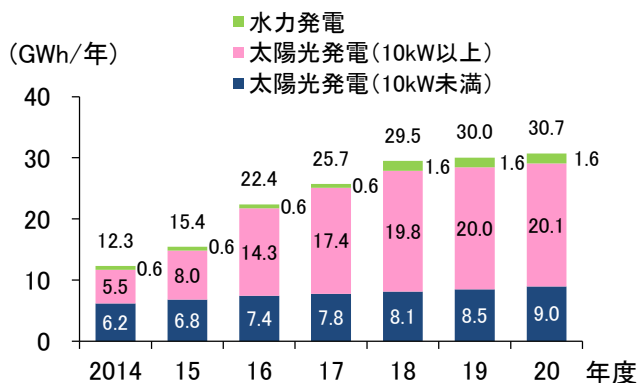
導入ポテンシャルに占める地熱の割合
（静岡県内での比較）
【資料：環境省・自治体再エネ情報カルテ】



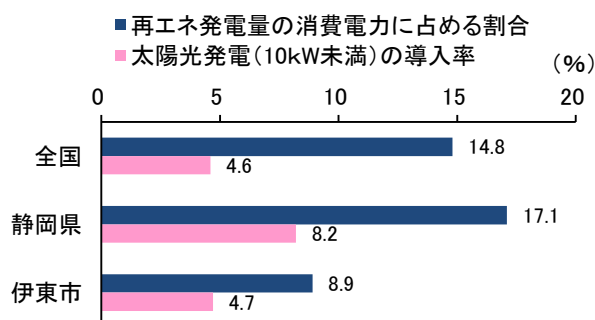
導入ポテンシャル（発電）と導入実績量（2020年度）
【資料：環境省・自治体再エネ情報カルテより作成】

■再生可能エネルギー発電量の導入状況

本市の2020（令和2）年度における再生可能エネルギー（発電）の年間想定発電量は30.7GWhであり、これは2020（令和2）年度の本市全域における電力消費量約343.4GWhの約8.9%に相当しますが、全国（14.8%）及び静岡県（17.1%）よりも低い割合となっています。



再生可能エネルギーの年間発電量の推移
【資料：環境省・自治体排出量カルテ】



再生可能エネルギーの比較（2020年度）
【資料：環境省・自治体排出量カルテ】

第4節 将来推計

(1) 将来推計の方法

現状のまま、特に対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状^{そうまい}趨勢ケース）について将来推計を行いました。

現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量は、部門ごとの温室効果ガス排出量が、それぞれの部門を代表する「活動量」（製造品出荷額等、世帯数、自動車保有台数など）に比例すると想定して算定します。

2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の活動量については、人口ビジョンの目標値や過去の傾向分析などに基づく予測値を設定しました。

$$\begin{aligned} \diamond 2030 \text{ 年度の温室効果ガス排出量} &= (\text{2019 年度の温室効果ガス排出量} / \text{2019 年度の活動量}) \times \text{2030 年度の活動量} \\ \diamond 2050 \text{ 年度の温室効果ガス排出量} &= (\text{2019 年度の温室効果ガス排出量} / \text{2019 年度の活動量}) \times \text{2050 年度の活動量} \end{aligned}$$

活動量の推計結果

部門		活動量の指標	実績		将来推計	
			2013(平成 25) 年度	2019(令和元) 年度	2030(令和 12) 年度	2050(令和 32) 年度
			基準年度	現状年度	現状趨勢	現状趨勢
産 業	製造業	製造品出荷額等（千万円）	978,282	892,204	889,110	659,536
	建設業・鉱業	建設業・鉱業従業者数（人）	2,523	2,114	1,936	1,436
	農林水産業	農林水産業従業者数（人）	132	94	86	64
業務その他		業務その他従業者数（人）	28,730	26,876	24,619	18,262
家庭		世帯数（世帯）	35,065	35,393	34,489	27,399
運 輸	自動車	旅客用自動車保有台数（台）	37,605	38,057	34,861	25,860
		貨物用自動車保有台数（台）	9,818	9,045	8,285	6,146
	鉄道	人口（人）	72,664	68,487	60,041	44,538
	船舶	船舶入港トン数（千 t）	463,067	379,642	497,112	497,112
廃棄物処理		ごみ処理量（t）	34,557	33,921	31,073	23,049

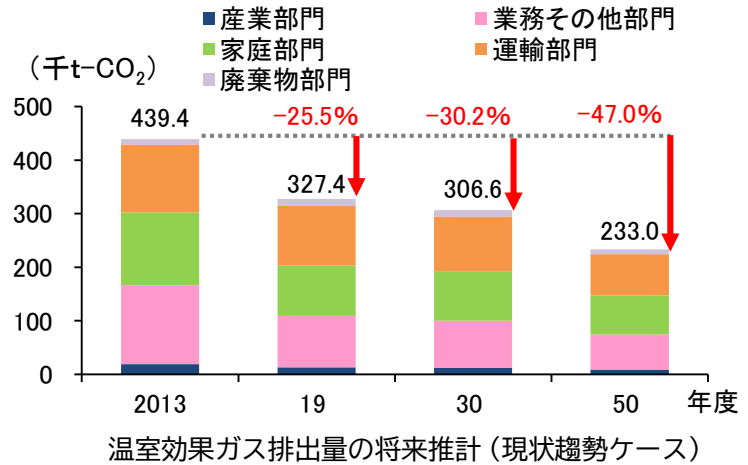
活動量の将来推計の方法

部門	実績値の出典	将来推計の方法
産業	製造業	工業統計調査
	建設業・鉱業	経済センサス
	農林水産業	経済センサス
業務その他	経済センサス	
家庭	国勢調査、静岡県推計人口	国立社会保障・人口問題研究所の静岡県・世帯人員の増減率から推計。
運輸	自動車(旅客)	自動車保有車両数統計、市町村別軽自動車車両数
	自動車(貨物)	市町村別軽自動車車両数
	鉄道	国勢調査、静岡県推計人口
	船舶	港湾調査 年報
廃棄物処理	一般廃棄物処理実態調査	

(2) 将来推計の結果

温室効果ガスの総排出量は、2030（令和12）年度が306.6千t-CO₂、2050（令和32）年度が233.0千t-CO₂となる見込みです。

基準年度の2013（平成25）年度と比べた総排出量の増減は、2030（令和12）年度が30.2%減少、2050（令和32）年度が47.0%減少と推計されます。



温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）（単位は千 t-CO₂）

部門		実績		将来推計（現状趨勢）			
		2013 （平成 25） 年度	2019 （令和元） 年度	2030 （令和 12） 年度	基準年度比 （2013 比）	2050 （令和 32） 年度	基準年度比 （2013 比）
エネルギー 起源 CO ₂	産業	19.2	12.8	12.1	-36.9%	9.0	-53.2%
	業務その他	147.4	96.4	88.3	-40.1%	65.5	-55.6%
	家庭	135.8	94.4	92.0	-32.2%	73.1	-46.2%
	運輸	126.3	110.5	102.1	-19.2%	76.5	-39.5%
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	10.7	13.2	12.1	13.3%	9.0	-15.9%
合計		439.4	327.4	306.6	-30.2%	233.0	-47.0%

注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

(3) 削減見込量の推計

本実行計画の目標年度における施策の削減効果を推計しました。

なお、2050（令和32）年度は国の計画などにおいても削減見込量が設定されていないことや、長期的な条件設定が困難なことから、2050（令和32）年度にカーボンニュートラルを実現するための目安として設定しています。

根拠一覧

	根拠
A	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して伊東市分を設定（2050（令和32）年度は削減見込量が設定されていないことから、2030（令和12）年度と同じ数値で設定）
B	「伊東市役所地球温暖化対策実行計画（第4次エコアクションプラン）」の目標値から設定
C	「静岡県自動車保有台数」の近年の動向、「次世代自動車戦略2010」などを基本として設定
D	「伊東市一般廃棄物処理基本計画」の目標値から設定
E	森林による吸収は「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の森林吸収量から伊東市分を按分、都市緑化による吸収は公園緑地面積から設定
F	環境省・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）
G	独自に設定

削減見込量の推計結果

部門	項目	削減見込量(千 t-CO ₂)		根拠
		2030(令和12)年度	2050(令和32)年度	
産業	・ 高性能ボイラーの導入	1.90	5.03	G
	・ ESCO 事業による省エネ技術の導入	0.15	0.31	G
	・ その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	1.51	1.51	A
	・ 業種間連携省エネルギーの取組推進	0.02	0.02	A
	・ 燃料転換の推進	0.06	0.06	A
	・ FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.04	0.04	A
業務 その他	・ 高効率給湯器の導入	3.40	12.63	G
	・ 業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.20	1.06	G
	・ ESCO 事業による省エネ技術の導入	1.20	5.50	G
	・ 市の事務事業における省エネルギー行動の実践	4.20	14.03	B
	・ 計画・制御システムの導入	1.90	7.21	G
	・ 建築物の省エネルギー化	1.33	1.33	A
	・ 高効率な省エネルギー機器の普及	1.87	1.87	A
	・ トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	3.10	3.10	A
	・ 廃棄物処理における取組	0.02	0.02	A
	・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.03	0.03	A
家庭	・ 高効率給湯器の導入	1.90	10.55	G
	・ 家庭用コージェネレーションの導入	0.40	1.49	G
	・ 計画・制御システムの導入	0.80	3.29	G
	・ 高効率照明の導入	0.10	0.66	G
	・ 省エネルギー行動の実践	0.80	2.68	G
	・ エコ診断の実施	0.10	0.82	G
	・ 緑のカーテンの設置	0.44	3.48	G
	・ 住宅の省エネルギー化	5.05	5.05	A
	・ 高効率な省エネルギー機器の普及	0.07	0.07	A
	・ トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	2.85	2.85	A
	・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換	1.46	1.46	A
運輸	・ クリーンエネルギー自動車の導入	7.00	39.40	C、G
	・ エコドライブの実践	1.20	5.30	G
	・ 公共交通機関の利用促進	0.65	1.93	A、G
	・ テレワークの実践	0.10	0.50	G
	・ 道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	1.37	1.37	A
	・ 自動車運送事業等のグリーン化	0.79	0.79	A
	・ 鉄道・船舶分野の脱炭素化	0.78	0.78	A
	・ トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	1.27	1.27	A
廃棄物 処理	・ 廃プラスチックなどの削減	2.40	8.20	D、G
	・ 食品ロスの削減	0.22	0.44	D、G
排出削減量の合計		50.68	146.02	－
森林 吸収等	・ 森林による CO ₂ 吸収	12.71	12.71	E
	・ 農地土壌による CO ₂ 吸収	0.12	0.12	A
	・ 都市緑化による CO ₂ 吸収	0.29	0.29	G
再生可 能エネ ルギー	・ 太陽光発電施設の導入	5.39	54.94	F、G
	・ 風力発電施設の導入	0.00	0.78	F、G
	・ 水力発電施設の導入	0.00	0.16	F、G
	・ 地熱発電（低温バイナリー）施設の導入	0.00	12.61	F、G
	・ バイオマス発電施設の導入	0.00	1.26	F、G
	・ 太陽熱利用施設の導入	0.03	0.08	F、G
	・ 地中熱利用施設の導入	0.00	4.00	F、G
排出削減量+森林吸収等+再生可能エネルギー		69.22	233.03	－

注）端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

第5節 削減目標

国の「地球温暖化対策計画」や削減見込量の推計結果を踏まえ、本市における2013（平成25）年度を基準とした2030（令和12）年度の中期目標、2050（令和32）年度の長期目標は以下のとおりとします。

削減目標

目標年度	削減目標
中期目標 2030（令和12）年度	2013（平成25）年度比で 46%削減
長期目標 2050（令和32）年度	温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラルの実現）

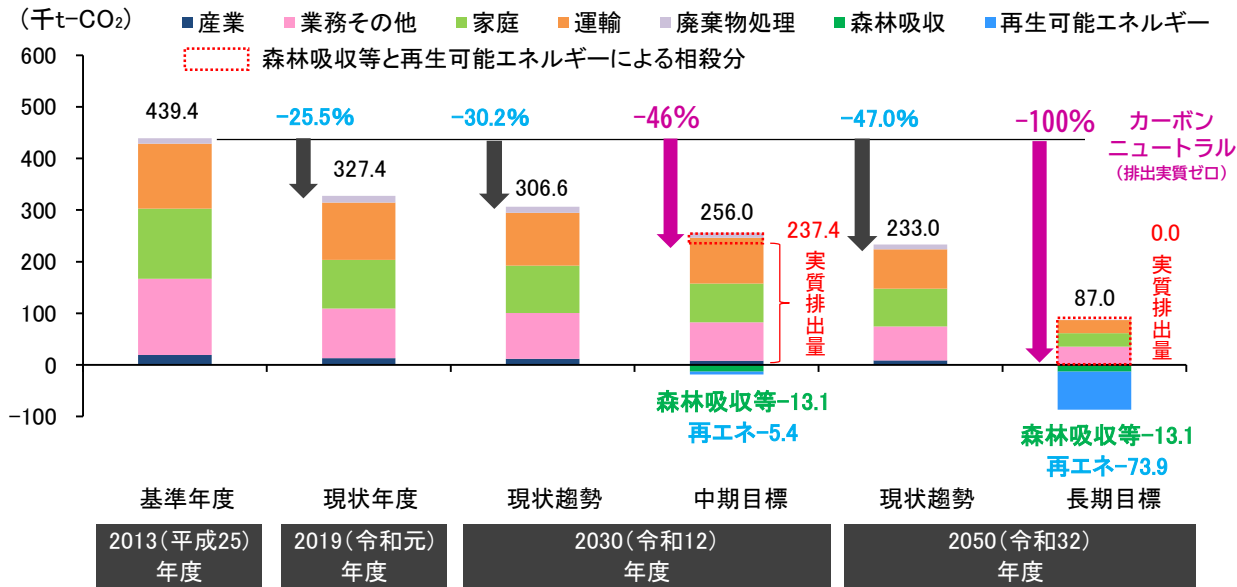
部門別排出量の目標（単位は千t-CO₂）

部門	年度	2013 (平成25) 年度	2019 (令和元) 年度	2030 (令和12) 年度		2050 (令和32) 年度	
		基準年度	現状年度	現状趨勢	中期目標	現状趨勢	長期目標
エネルギー起源 CO₂… (A)							
産業		19.2	12.8	12.1	8.4	9.0	2.0
業務その他		147.4	96.4	88.3	71.1	65.5	18.7
家庭		135.8	94.4	92.0	78.0	73.1	40.8
運輸		126.3	110.5	102.1	88.9	76.5	25.1
エネルギー起源 CO₂ 以外… (B)							
廃棄物処理		10.7	13.2	12.1	9.5	9.0	0.3
温室効果ガス… (A) + (B)							
排出量合計 (A) + (B) …①		439.4	327.4	306.6	256.0	233.0	87.0
森林吸収等…②					-13.1		-13.1
再生可能エネルギー…③					-5.4		-73.9
実質排出量 (①+②+③)					237.4 【-46.0%】		0.0 【-100.0%】

注1) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和が合計値と合わない場合がある。

注2) 中期目標・長期目標は、削減割合が整数となるように設定した。

注3) 現状趨勢ケース排出量から削減見込量を差し引く際には、削減見込量を超えない範囲で中期目標・長期目標の排出量を設定した。



温室効果ガス排出量の中期目標・長期目標

第6節 地球温暖化対策の取り組み

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項が4項目（第20条第3項1～4号）示されています。本実行計画では、この4項目に「横断的な取り組み」を加えた5つの項目ごとに地球温暖化対策に関する施策を掲載します。

なお、本実行計画に掲載する施策と関連する環境分野（第4章）取り組みの実施時期の目安は以下のとおりです。

本実行計画に掲載する施策と関連する環境分野（第4章）

項目	関連する環境分野（第4章）									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	大気環境	水環境	その他生活環境	自然環境	身近な自然	歴史的・文化的環境	廃棄物	地球環境	環境学習	環境保全活動・環境配慮
◇横断的な取り組み								★	★	★
◇再生可能エネルギーの利用促進 【法律第20条の3 第3項1号】								★		
◇区域の事業者・住民の活動促進 【法律第20条の3 第3項2号】	★							★		
◇地域環境の整備及び改善 【法律第20条の3 第3項3号】				★	★			★		
◇循環型社会の形成 【法律第20条の3 第3項4号】							★			

取り組みの実施時期の目安

①	②	③
2022（令和4）年度 実施中	2030年（令和12）年度 までに実施	2050年（令和32）年度 までに実施



(1)横断的な取り組み

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
総合的な地球温暖化対策の推進	◇ 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の宣言をします。	—	●	●
	◇ 温室効果ガスの削減に向けた情報提供と啓発に努めます。	●	●	●
環境教育・環境保全活動・環境保全活動の推進	◇ 地球温暖化に関する環境教育の実施、環境情報の提供、環境保全活動の推進・支援をします。	●	●	●
	◇ 各施策に SDGs の目指す 17 のゴールを関連付けた「伊東市総合計画」に基づき、環境・経済・社会の側面から地球温暖化対策を総合的に推進します。	●	●	—
環境ビジネスの支援	◇ 地球温暖化に関する環境ビジネスを支援します。	—	●	●
気候変動の適応策	◇ 気候変動に対する適応策を推進します。	●	●	●

(2)再生可能エネルギーの利用促進

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
再生可能エネルギーの普及	◇ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及啓発、調査・研究等に努めます。	●	●	●
	◇ 産業・業務その他部門の施設への再生可能エネルギー（営農型太陽光発電など）の導入に努めます。	●	●	●
	◇ 営農型太陽光発電の導入に努めます。	—	●	●
	◇ 公共施設の整備等に当たっては、再生可能エネルギー発電などの優先的な導入に努めます。	—	●	●

(3)区域の事業者・住民の活動促進

①産業部門・業務その他部門・家庭部門

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
公共施設の省エネ化	◇ 公共施設の保有建築物の ZEB 化の推進、省エネルギー型の設備・機器の優先的な導入に努めます。	●	●	●
建築物の省エネ化	◇ 建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ住宅に係る普及啓発に努めます。	●	●	●
	◇ 地場産材を用いた高断熱、再生可能エネルギー導入住宅の普及啓発に努めます。	—	—	●
高効率設備・機器の普及	◇ HEMS、計測器・表示器など、高効率設備・機器及びエネルギー利用効率のコーディネートに努めます。	●	●	●
	◇ 公営住宅における省エネ設備・機器の率先導入を進めます。	—	●	●
農林水産業の省エネ対策	◇ 施設園芸における省エネ設備導入や、農機の省エネ使用、省エネ漁船への転換に関する普及啓発に努めます。	—	●	●

①産業部門・業務その他部門・家庭部門（つづき）

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
省エネ行動の推進	◇ 省エネルギー型の事業活動の工夫について、意識の啓発に努めます。	●	●	●
	◇ 地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE」の推進など、省エネ行動の重要性に関する意識改革を進めます。	●	●	—
温暖化対策関連ビジネスの支援	◇ 省エネルギー関連技術、温暖化対策関連技術等を開発する IT 企業のサテライトオフィスを誘致・支援します。	●	●	●
農地の温室効果ガス対策	◇ 環境保全型農業の推進により、農薬の使用量を削減します。	●	●	●
	◇ 地産地消を推進します。	●	●	●
フロン類への対応	◇ ノンフロン製品についての情報提供、フロン類使用製品の適正な処理を推進します。	●	●	●

②運輸部門

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
エコドライブの推進	◇ エコドライブの普及啓発に努めます。	●	●	—
次世代自動車の普及促進	◇ 次世代自動車の普及に努めます。	—	●	●
	◇ 公用車の次世代自動車への順次転換を行うとともに、公共施設等の次世代自動車インフラの整備拡大を図ります。	—	●	●
自動車の使用自粛	◇ 自動車の使用を自粛し、自転車や徒歩による移動及びエネルギー利用効率の高い鉄道・バス等の公共輸送機関の積極的な活用を啓発します。	●	●	●

(4)地域環境の整備及び改善

①土地利用、交通、街区・地区

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
モビリティ・マネジメント等の自動車交通需要の調整	◇ 地域住民や職場、学校などを対象とし、公共交通に関するモビリティ・マネジメントを実施します。	●	●	●
公共交通機関の利用促進	◇ 公共交通機関の利用を促進します。	●	●	●
	◇ 市自主運行バス（生活路線バス）など収支上課題のある路線の維持に向けた行政補助を実施します。	●	●	●
	◇ 路線バスの運行ルートや運行本数の見直しを検討するほか、必要に応じ路線や乗継拠点などの検討を行います。	●	●	●
	◇ 伊豆市と連携し、広域路線バスの維持、収支改善に向けた検討を実施します。	●	●	●
	◇ 鉄道と路線バスの接続の向上を図ります。	●	●	●

①土地利用、交通、街区・地区（つづき）

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
公共施設・集客施設の立地の適正化	◇ 公共施設や集客施設については、徒歩、自転車、公共交通機関が便利な地区への新規立地や郊外から移転を誘導するなどの措置を講じます。	—	●	●
脱炭素型地区・街区の形成	◇ 「立地適正化計画」に基づき、脱炭素型地区・街区の形成を推進します。	●	●	●

②緑地の保全・緑化の推進、熱環境の改善

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
森林の保全・適正管理	◇ 二酸化炭素吸収源としての森林の保全を図るため、間伐や植栽を推進します。	—	●	●
	◇ 森林環境譲与税を活用し、森林整備の促進、森林保全活動の支援、森の力再生事業の促進を図ります。	—	●	●
	◇ 森林ボランティアとの協働により森づくりを推進します。	—	●	●
森林資源の利用促進	◇ 森林資源の利用を促進します。	—	—	●
	◇ 公共建築物・民間建築物における木造・木質化、地場木材の利用促進に向けた認証制度の取得を推進します。	—	—	●
緑地の保全	◇ 都市内にある里山などの大規模な緑地の保全に努めます。	—	—	●
公園の整備	◇ 来園者が利用しやすい都市公園となるよう公園の再整備を推進します。	●	●	●
緑化の推進	◇ 活用できる空き地等を利用し、緑化を推進するとともに、緑化のための市民運動等を支援し、うるおいあるまちづくりを推進します。	—	●	●

(5)循環型社会の構築

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
3R（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進	◇ 新たな分別品目の追加や分別方法の周知徹底など、啓発、教育、指導活動等を実施し、ごみの排出抑制及び再資源化を推進します。	●	●	●
	◇ コンポスト、電動式生ごみ処理機の設置費補助や食品ロス削減の啓発により、家庭ごみの減量を推進します。	●	●	●
	◇ 多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの発生・排出抑制の指導を行うとともに、排出量に応じた料金の徴収を実施します。	●	●	●
	◇ 剪定枝のチップ化などを検討し、ごみの減量化・再資源化に努めます。	●	●	●
	◇ 宿泊施設や飲食店等と協力し、食べ残し等の食品ロスを削減します。	●	●	●

(5)循環型社会の構築（つづき）

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
	◇ プラスチック容器包装及び使用製品の回収・再資源化による海洋プラスチックごみの削減を図ります。	●	●	●
	◇ 古紙の分別の徹底、古着の回収・再資源化を推進します。	●	●	●
	◇ 小型家電の回収・再資源化を推進します。	●	●	●
	◇ 低公害型のごみ収集車の導入など、適切な収集運搬を行います。	●	●	●

※①2022（令和4）年度実施中 ②2030年（令和12）年度までに実施 ③2050年（令和32）年度までに実施

column
コラム

ゼロカーボンアクション 30

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要です。環境省では、「できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション『ゼロカーボンアクション30』」を発信し、家庭部門の二酸化炭素排出量の削減目標の達成を目指しています。



ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**

環境省 URL <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>

エネルギーを 節約・転換しよう！ 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化	太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！ 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫	CO2の少ない 交通手段を選ぼう！ 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ	食ロスをなくそう！ 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト
環境保全活動に 積極的に参加しよう！ 30 植林やゴミ拾い等の活動	CO2の少ない製品・ サービス等を選ぼう！ 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資	3R（リデュース、 リユース、リサイクル） 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴみの分別処理	サステナブルな ファッションを！ 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ

【資料：環境省】